

台風接近時における臨時休業（休校）について

1 台風等の非常変災による学校の臨時休業（休校）は、学校長が判断・決定を行います。

2 臨時休業（休校）について

(1) 沖縄本島地方中南部地域に対し「暴風警報」「暴風特別警報」「大雨特別警報」のいずれかが発令されているときは、臨時休業（休校）とします。

※警報が発令されているかどうかは、各自でテレビやラジオ、インターネットの情報から入手してください。また、発令されていない場合であっても、登校後に発令が見込まれる場合は、臨時休業（休校）となる可能性があります。学校HPや Teams 等にて必ず確認してください。

(2) 学校の諸活動中に「暴風警報」「特別警報」の発令が見込まれる場合、または校長が安全管理上危険が迫っていると判断した場合、下校措置をとり、臨時休業（休校）とすることがあります。

(3) 「暴風警報」「特別警報」が解除された後でも、校長が安全管理上危険であると判断した場合、臨時休業（休校）とすることがあります。

(4) その他「警報なし」「大雨警報」「洪水警報」「波浪警報」では、臨時休業（休校）とはなりません。が、地域によっては、危険な状況である場合、または、交通機関が不通であるため登校できない場合は、必ず学校に連絡してください。

3 臨時休業（休校）の解除について

(1) 「暴風警報」「特別警報」が、午後3時までに解除され、かつバスの運行が再開された場合、平常通り授業を行います。

(2) 「暴風警報」「特別警報」が、午後3時までに解除されなかった場合、臨時休業（休校）とします。

※「暴風警報」「特別警報」が解除になり、授業が行われる場合において、状況によって給食が実施されるかは分かりません。学校HPや Teams にてお知らせします。